

株式会社ガイアパワー「榎川正木ウィンドファーム環境影響
評価準備書」に対する勧告について

平成28年12月27日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「榎川正木ウィンドファーム環境影響評価準備書」について、株式会社ガイアパワーに対し、環境の保全の観点から勧告を行った。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 愛媛県宇和島市津島町榎川
: 愛媛県南宇和郡愛南町正木
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出 力 : 25,000kW(2,500kW×10基設置予定)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

| | |
|-------------|-------------|
| 環境影響評価準備書受理 | 平成28年 7月22日 |
| 住民等意見の概要受理 | 平成28年 9月20日 |
| 愛媛県知事意見受理 | 平成28年11月18日 |
| 環境大臣意見受理 | 平成28年11月21日 |

問合せ先:電力安全課 長村、高須賀、岡田
電話03-3501-1742(直通)
03-3501-1511(代表)
4921(内線)

株式会社ガイアパワー「榎川正木ウィンドファーム環境影響評価
準備書」に対する勧告内容

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- ① 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- ② 追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- ③ 事後調査及び環境監視等により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。
- ④ 周辺の他事業者による風力発電所との累積的な影響が懸念されるため、周辺の他事業者と情報を共有し、地域全体で効果的な環境保全措置を講ずること。特に、鳥類に対する移動経路の阻害やバードストライク事故等重大な環境影響が懸念される情報について、事後調査結果を含め、積極的に情報共有を図ること。

2. 各論

(1) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、クマタカ等の希少猛禽類の生息・繁殖が確認されているほか、サシバ等の渡り鳥の飛翔が確認されている。また、鳥類のブレード・タワー等への接近・接触に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴う。

このため、本事業による重要な鳥類に対する影響を回避・低減する観点から、バードストライクに関する事後調査を適切に実施し、バードストライクが確認される等、希少猛禽類及び渡り鳥等の重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、稼働後においてバードストライクが発生した場合の対応措置について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(2) 景観に対する影響

対象事業実施区域の東側に位置する主要な眺望点の篠山は、足摺宇和海国立公園の特別保護地区に指定されており、国立公園計画（平成18年、環境省）においても、篠山園地は「篠山山頂部からの展望利用及び自然林の探勝利用の場として整備する」旨、方針が整理されている。また、篠山山頂部からの眺望は四方に開け、宇和海及び内陸部の山並が雄大かつ変化に富み、愛媛県内でも代表的な展望所の一つとなっていることから、風力発電設備の稼働により、篠山から宇和海及び内陸部の山並を望む眺望景観に対して重大な影響が懸念される。

このため、景観資源として「宇和海及び内陸部の山並み」等を追加するとともに、専門家等からの助言を踏まえて、調査、予測及び評価の手法を再検討した上で、スカイラインの切断及び山腹への介在等風力発電設備による篠山からの眺望景観に対する影響について、再度、調査、予測及び評価を行うこと。

また、当該調査、予測及び評価の結果を踏まえ、風力発電設備の基数削減、配置の変更及び機種を選定等の環境保全措置を講ずることにより、眺望景観に対する影響を回避又は極力低減すること。

さらに、調査、予測及び評価の手法の再検討及び実施、環境保全措置の検討及び実施においては、専門家等からの助言に加え、地域住民、利用者及び管理者等の意見を踏まえること。

(3) 地形の改変に係る環境影響

本事業の工事計画は、風力発電設備の設置及び工事用・管理用道路の新設・拡幅により大きな改変が行われる箇所があるため、水環境及び生態系等への影響が懸念される。このため、構造物の活用等により切土量、盛土量の最小化を図り、可能な限り地形の改変を抑制すること。

(4) 廃棄物等

場外での残土処分に当たっては、具体の搬出先の決定に伴い、現段階で想定されない環境影響が生じるおそれが明らかとなった場合には、適切に予測評価を行うとともに、必要に応じ事後調査を実施すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を環境影響評価書に記載すること。